



## 申請・お知らせ

### 10月1日に生食用食肉の基準が定められました

◇今後流通する生食用食肉はこの基準に従い加工されます ◇この基準に適合していてもリスクを伴うので、子どもや高齢者など抵抗力の弱い人は、引き続き肉を生で食べることは避けましょう **問**生活衛生課258-2331

### 国民健康保険証の再交付

◇保険証をなくしたり汚したときに再交付します ◇必要なもの...本人確認書類(運転免許証など)、世帯主の印鑑、保険証(汚したり破損したとき) **問**サンサンコールかごしま099-808-3333

### 第三者行為による傷病届

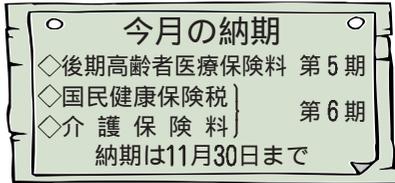
◇交通事故や、傷害・犬のかみつきなどでけがをしたとき、治療費は加害者が負担するのが原則です ◇国保を使って治療を受けるときは必ず「第三者行為による傷病届」の提出を **問**国民健康保険課216-1228

### 医療費の一部負担金の減免

◇災害を受けたときや事業・業務の休・廃止、倒産・解雇などによる失業(定年退職、自己都合退職を除く)、疾病、負傷などで、収入が著しく減少したときは、医療費の自己負担額が減免されることがあります **問**国民健康保険課216-1228

### 後期高齢者医療保険料の納付方法変更

◇来年2月分の特別徴収を中止し、口座振替を希望する人は11月18日までに手続きをお願いします ※今までに申出書を提出している人は手続き不要 **問**高齢者福祉課216-1268か各支所の福祉課・保健福祉課



### 敬老バス・すこやか入浴

◇満70歳の誕生日の2週間前から敬老バスを交付します ◇必要なもの...顔写真1枚(縦4cm×横3cmで3カ月以内に撮影したもの)、身分証(保険証など)、印鑑(認印可) ※交付は本人のみ ◇敬老バス・友愛バスの提示で利用可能回数の範囲内であれば100円で入浴できます **問**サンサンコールかごしま099-808-3333



### 敬老バスの利用者負担の特例申請

**内**市電、バスの利用に対する自己負担額の減免(1年度1回、5000円分) **対**高齢福祉年金受給者、生活保護受給者、生活保護に準ずる経済状況と認められる人(書類審査あり) **問**サンサンコールかごしま099-808-3333

### 12月3日～9日は障害者週間

◇障害や障害のある人への理解を深め、相互に尊重し支え合う社会を作りましょう **問**障害者福祉課216-1272、保健予防課258-2351

### 心身障害者扶養共済制度掛金払込証明書の発行

◇年末調整や確定申告のときに控

除が受けられます ◇掛金払込証明書は障害者福祉課で発行します **問**障害者福祉課216-1273

### ゆうあい福祉バスの利用

◇障害者団体が県内(離島を除く)の行事などに参加するときに利用できます **定**23人(車いす2台を使用したとき) **申**利用希望日の前月1日～10日前(休日を除く)までに電話で **問**障害者福祉課216-1272へ



### 聴覚障害者用情報受信装置アイ・ドラゴンⅠ・Ⅱから3への交換

**対**日常生活用具給付事業で給付されたアイ・ドラゴンⅠ・Ⅱを使用している人 **料**無料(アンテナなどの付属品や光警報機、設置に係る工事費などは実費負担) ◇申込期限...来年1月末 **問**障害者福祉課216-1273 **FAX**216-1274

### 難病患者等居宅生活支援事業

◇難病患者の短期入所は、介護者が病気が冠婚葬祭などで一時的に介護ができなくなったときに、原則として7日以内で利用できます **対**難病患者で、介護保険法や障害者自立支援法などの対象とならない症状の安定した人 **問**短期入所は保健予防課258-2351、ホームヘルパーの派遣や日常生活用具の給付は障害者福祉課216-1273

### 民生安定資金借り入れ申し込み

◇資金の用途...事業に必要な設備資金など(生活資金などは不可) **対**市内に住み、原則として市民税が均等割以下の人 ◇貸付額...1世帯100万円以内 ◇返済期間...6年以内(4カ月の据置期間を含む) ◇利率...年3%以内 ◇連帯保証人...1人(市内に住む別世帯の人) **問**地域福祉課216-1244

## 講座・催しなど

### プラス料理教室

**内**もうすぐ新1年生、今準備しておきたいこと(講話、調理実習)

**対**市内に住む人

期 日	場 所
12月5日(月)	北部保健センター
12月9日(金)	中央保健センター
12月12日(月)	伊敷公民館 ○
12月14日(水)	東部保健センター
12月16日(金)	南部保健センター

◇時間...9時30分～13時30分

**定**各25人(先着順) **料**500円(食材料費) ◇用意するもの...エプロン、三角巾、筆記用具 ◇託児あり

**申**電話で11月14日から各保健センター(○は西部保健センター)へ

### 動物愛護フェスティバル

**内**犬譲渡予約会、子犬のしつけ方実演、鳴き声クイズ大会など **期**11月27日

(日)10時～13時

**所**鹿児島大学農学部

**料**無料 **問**生活衛生課258-2335



### 休日のエイズ検査

**期**12月4日(日)13時～16時 **所**保健所 **料**無料 **申**不要 ※匿名で受診でき、結果は当日伝えます **問**保健予防課258-2358

### こころで描く絵画展

**内**精神障害のある人たちが描く絵画展 **期**11月29日(火)～12月4日(日) **所**市立美術館 **料**無料

**問**保健予防課258-2351

### 市民のための歯科健康講座

**内**8020表彰式、伊牟田比呂多氏(作家・鹿児島史談会会長)の講演 **期**11月19日(土)13時30分～16時

**所**山形屋文化ホール **料**無料

**問**市歯科医師会222-0574

## 高額医療・高額介護合算制度

世帯単位で1年間(昨年8月～今年7月)にかかった医療保険と介護保険の自己負担の合計額が高額になったときに、一定の基準額(医療保険と介護保険の自己負担合算後の限度額)を超えた分が払い戻されます。

### ◇70歳以上の基準額

所得区分	基準額
現役並み所得者	67万円
一般	56万円
低所得Ⅱ(市民税非課税)	31万円
低所得Ⅰ(市民税非課税)	19万円

### ◇70歳未満の基準額

所得区分	基準額
上位所得者	126万円
一般	67万円
市民税非課税	34万円



### ■申請の手続き

本市の国民健康保険(国保)か後期高齢者医療制度に加入し、高額医療・高額介護合算制度の支給対象となる人には、12月下旬～来年1月下旬に申請の案内をします。申請は加入している医療保険の窓口で行ってください。

※本市の国保か後期高齢者医療制度以外の医療保険加入者は、介護保険課発行の「自己負担額証明書」を添えて各保険者へ申請してください。

**問**国民健康保険課216-1228、高齢者福祉課216-1268、介護保険課216-1280

## 地域で見守り活動しませんか

◇地域の一人暮らしや寝たきりの高齢者へ、声かけ活動や在宅福祉に関する情報提供をするボランティアを「ともしびグループ」として募集しています

**問**高齢者福祉課216-1267か各支所の福祉課・保健福祉課



### 普段からの心配りを

○声かけが主な活動内容です。普段の生活の中で、近所のお年寄りの皆さんに声をかけるようにしています。声かけのときは、相手の表情や仕草を気にかけてお話しします。相手が構えてしまわないように、さりげなく心をかけています。



木原 通子さん (原良町)

○お礼を言ってもらえると、とてもうれしく、やっていて良かったと思いますし、自分が歳をとったことを考えると、声をかけてくれる人が身近にいることは大切だと感じます。

## 各支所の福祉課・保健福祉課 問い合わせ先

- 谷山福祉事務所福祉課 **☎**263-8472-8473 **FAX**267-6555
  - 桜島保健福祉課 **☎**293-2360 **FAX**293-3744
  - 伊敷福祉課 **☎**229-2113 **FAX**229-6894
  - 喜入保健福祉課 **☎**345-3755 **FAX**345-2600
  - 吉野福祉課 **☎**244-7379 **FAX**243-0816
  - 松元保健福祉課 **☎**278-5417 **FAX**278-4189
  - 吉田保健福祉課 **☎**294-1214 **FAX**294-3352
  - 郡山保健福祉課 **☎**298-2114 **FAX**298-2916
- ※保健所・保健センターの問い合わせ先は、⑧・⑨面をご覧ください